

5 盛管第501号
盛岡市新市庁舎整備審議会

新たに策定する盛岡市新市庁舎整備基本構想について、盛岡市新市庁舎整備審議会条例（令和4年条例第37号）第2条の規定により諮問します。

令和5年4月27日

盛岡市長 谷 藤 裕 明

諮問の趣旨

盛岡市の本庁舎は昭和37年の竣工後60年以上が経過しており、本庁舎別館をはじめ、若園町分庁舎、内丸分庁舎、愛宕町分庁舎及び保健所庁舎など、内丸周辺の分庁舎等についても建物や設備の老朽化が進んでいるほか、来庁者駐車場の不足やユニバーサルデザインへの対応などの課題があります。また、洪水浸水想定区域に位置していることから、防災拠点としての機能について懸念が指摘されているところです。

また、市村合併により、旧都南村役場庁舎を都南分庁舎に、旧玉山村役場庁舎を玉山分庁舎にするなど、市の行政規模の拡大による庁舎の分散が生じているほか、人口減少への対応、デジタル化の進展による窓口業務や職員の勤務体制への影響など、将来を見据えた市庁舎のあり方を考えるべき時期となっています。

市庁舎のあり方については、これまで市の内部組織において検討を進め、令和4年2月に報告書をまとめるとともに、令和4年度は、「新市庁舎のあり方に関する市民会議」と「有識者等懇話会」を開催し、広く様々な意見交換をしていただきながら、令和5年2月には、その成果として有識者等懇話会から意見書を提出していただきました。

市では、これまでの検討経過を踏まえ、将来の市のまちづくりを見据えながら、新たな市庁舎整備の理念や方向性などを定める「基本構想」を策定し、その後具体的な庁舎機能や整備方法を定める「基本計画」を策定した上で、庁舎整備を進めていく予定としています。

この「基本構想」や「基本計画」の策定、その他庁舎整備に必要な事項について、専門的な知見や市民としての視点から御意見をいただくため、盛岡市新市庁舎整備審議会条例を制定し、本審議会を設置したものです。

令和5年度については、「基本構想」を策定することとしており、その内容について御審議いただきたく、諮問するものであります。